

1 事業名

所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例の一部改正

2 事業の概要

県の重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱が一部改正されたことに伴い、助成対象者を変更するとともに、助成対象の費用の見直しを行うため、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

県の要綱改正に伴うものであり、県内の他自治体においても同様の条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

・パブリックコメント手続

実施期間 令和7年12月1日～令和8年1月5日

意見提出者数 8人

意見数 12件

5 関係法令、基本計画との整合性

重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱（県）

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

・新旧対照表

議案第30号 所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害児等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)～(3) 略

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める2級の障害を有する者で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第52条第1項に規定する支給認定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）を受けているもの

(5) 略

(対象者)

第2条の2 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び規則で定める社会保険各法（以下「医療保険各法」という。）による被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。以下「被保険者等」という。）及び被扶養者である重度心身障害児等であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 市内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）

ア 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害児等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)～(3) 略

(4) 略

(対象者)

第2条の2 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び規則で定める社会保険各法（以下「医療保険各法」という。）による被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。以下「被保険者等」という。）及び被扶養者である重度心身障害児等であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 市内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）

ア 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条又は第30条の規定による指定障害福祉

祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、障害者支援施設等又は指定医療機関に入所し、入院し、又は入居している者（共同生活援助を行う住居への入居者を含む。）

イ～コ 略

(2)～(3) 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

(1)～(3) 略

(4) 重度心身障害児等となつた年齢が65歳以上の者。ただし、前条第5号に規定する重度心身障害児等で65歳に達する日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にある旨の市長の認定を受けているものを除く。

(5)～(7) 略

（助成）

第3条 市は、次に掲げる費用（以下「一部負担金等」という。）について、対象者に助成するものとする。ただし、一部負担金等について付加給付がある場合においては、当該付加給付額は控除するものとする。

(1) 対象者に係る医療（法令又はそれに準ずる規定により給付される医療を除く。）について、医療保険各法の規定による医療給付があつたときの療養に要する費用のうち被保険者等が負担すべき費用（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。）

(2) 略

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用については、助成の対象としない。

(1) 税の申告を行わないこと等被保険者等の責めにより過分の自己負担があるときは、当該額

(2) 略

(3) 第2条第4号に規定する重度心身障害児等が支給認定を受けた精神通院医療の一部負担金等以外の一部負担金等

サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、障害者支援施設等又は指定医療機関に入所し、入院し、又は入居している者（共同生活援助を行う住居への入居者を含む。）

イ～コ 略

(2)～(3) 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

(1)～(3) 略

(4) 重度心身障害児等となつた年齢が65歳以上の者。ただし、前条第4号に規定する重度心身障害児等で65歳に達する日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にある旨の市長の認定を受けているものを除く。

(5)～(7) 略

（助成）

第3条 市は、次に掲げる費用（以下「一部負担金等」という。）について、対象者に助成するものとする。ただし、一部負担金等について付加給付がある場合においては、当該付加給付額は控除するものとする。

(1) 対象者に係る医療（法令又はそれに準ずる規定により給付される医療を除く。）について、医療保険各法の規定による医療給付があつたときの療養に要する費用のうち被保険者等が負担すべき費用（入院時食事療養費がある場合の当該費用について助成の対象となる額は、生活療養標準負担額（食費相当額に限る。）及び入院時食事療養標準負担額の2分の1に相当する額とする。）

(2) 略

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用については、助成の対象としない。

(1) 被保険者等の責めにより過分の自己負担があるときは、当該額

(2) 略